

○半田市水路等の管理に関する条例

昭和四十四年十二月二十二日

条例第三十四号

(趣旨)

第一条 水路等の管理に関しては、法令その他特別の定めのある場合のほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において「水路等」とは、市長が管理するものであつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の適用されない河川、用排水路及び堤防並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の適用されない道路をいう。

(市長以外の者の行なう工事)

第三条 市長以外の者は、水路等について工事の設計及び実施をしようとするときは、水路等に関する工事の設計及び実施計画承認申請書（様式第一）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、水路等の維持で軽易なものについては、市長の承認を受けることを要しない。

- 一 位置図
- 二 工事の設計書
- 三 工事の実施方法を記載した書面

(使用の許可)

第四条 水路等を使用しようとする者は、水路等使用許可申請書（様式第二）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 一 位置図
- 二 地籍図の写し
- 三 実測平面図
- 四 実測縦横断面図（市長が水路等の管理上特に必要でないとする場合は、省略することができる。）
- 五 面積計算書及び丈量図
- 六 工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあつては、その工作物の設計図（除却の場合にあつては、その構造図）及び工事の施行方法を記載した書面
- 七 使用しようとする水路等について利害関係人がある場合は、その意見書
- 八 その他市長が指定する書類

- 2 前項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、水路等の使用変更許可申請書（様式第三）に添付書類のうち変更に係る事項を記載したものを添えて市長の許可を受けなければならない。
- 3 第一項の規定により許可を受けた者が許可の期間満了後引き続いて使用をしようとするときは、期間満了の日の三十日前までに第一項の申請書に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類（第一項第一号から第三号までに規定するものを除く。）の内容が従前の許可に係る添付書類の内容と同一である場合には、その旨を申請書に記載して省略することができる。

（使用の許可基準）

第五条 市長は、次の各号に掲げる場合のほかは、水路等の使用を許可しないものとする。

- 一 電柱、電話柱、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- 二 通路、材料置場、看板、乾場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- 三 露店、商品置場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供するために特に必要やむを得ないと認められるとき。

（工事の着手及び完成の届出）

第六条 第三条の規定による承認を受けた者又は第四条の規定による許可を受けた者は、水路等に関する工事又は水路等の使用に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その指示を受け、当該工事が完成したときは直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

（許可の期間）

第七条 第四条の許可の期間は、五年以内で市長が定める。

（許可の条件）

第八条 市長は、第四条の許可に水路等の維持管理上必要な条件を付けることができる。

（使用料の徴収）

第九条 市長は、水路等の使用の許可をしたときは、許可を受けた者から次条に定める使用料を徴収する。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 一 許可を受けた者が許可に係る水路等を公共の用に供するとき。
- 二 前号の場合のほか、市長において特別な理由があると認めるとき。

(使用料の額及び納期限)

第十条 使用料の額は、会計年度ごとに当該会計年度内において許可を受けた使用の期間に応じて別表に定めるところに従つて計算して得た額（その額が百円に満たない場合は、百円とする。）とする。

2 使用料の納期限は、次の各号に定めるとおりとする。

一 使用の許可のあつた日の属する会計年度の使用の期間に係る使用料は、許可の日から一月を経過した日

二 前号の会計年度以外の会計年度の使用の期間に係る使用料は、それぞれの会計年度の四月三十日

(使用料の還付)

第十一条 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が使用の期間内に第十八条第四号の理由により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき、又は天災その他特別の理由により許可を受けた者が使用できなくなつたときは、許可を受けた者の申請によりその使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可の表示)

第十二条 許可を受けた者は、使用の期間中、許可年月日、許可指令番号、使用期間、使用目的並びに使用者の住所及び氏名又は名称を表示した標札を市長の指示する場所に掲示しなければならない。ただし、設置することが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

(使用物件の管理義務)

第十三条 許可を受けた者は、水路等の使用をしている工作物、物件又は施設を常時良好な状態に維持管理し、水路等の効用に支障のないように努めなければならない。

(住所等の変更の届出)

第十四条 許可を受けた者は、住所、氏名又は名称を変更したときは、すみやかに市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第十五条 許可を受けた者は、その権利を他人に譲り渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(原状回復義務等)

第十六条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときはすみやかに水路等を原状に回復し、かつ、水路等の使用廃止届（様式第五）を市長に提出してそ

の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を得た場合にはこの限りでない。

- 一 許可の取消しがあつたとき。
- 二 許可の期間が満了したとき。
- 三 使用を廃止したとき。

(権利義務の承継)

第十七条 許可を受けた者が死亡し、又は合併によつて消滅したとき、許可を受けた者が有していた使用の許可に基づく権利及び義務は、その相続人又は合併により設立される法人若しくは合併後存続する法人が、これを承継するものとする。

- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、すみやかに水路等の使用許可に基づく権利義務の承継届(様式第四)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し及び変更)

第十八条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四条の規定による許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- 一 許可を受けた者が第四条第二項、第十二条、第十三条、第十五条及び第十七条第二項の規定に違反した場合
- 二 許可を受けた者が許可の条件に違反した場合
- 三 詐欺その他不正の手段により許可を受けた場合
- 四 前各号に定める場合のほか、市長が公益上必要があると認めた場合

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に水路等の使用の許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和五一年一二月二四日条例第五六号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年三月三〇日条例第二三号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年三月三十一日条例第一四号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三年一二月二五日条例第六〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に施行日以後の占有又は使用について許可を受けた者からは、この条例による改正前の規定にかかわらず、施行日前においても、この条例による改正後の占有料又は使用料を徴収する。

附 則（平成六年三月二九日条例第二〇号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年一二月二六日条例第三二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二五日条例第一六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の半田市水路等の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその使用を許可するものについて適用し、同日前に使用を許可したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成九年一二月二四日条例第四五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十年四月一日前に改正前の第四条の規定により許可を受けたことにより水路等を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該水路等を使用する場合の当該使用物件に係る平成十年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該使用物件に係る平成九年度の使用料の額(当該使用物件に係る平成十年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成九年度の使用の期間が異なる場合にあつては、当該使用物件に係る平成十年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成九年度の使用の期間として改正前の第九条、第十条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額)に平成九年四月一日から平成十年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）とする。

一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第九項に規定するガス事業者（同

条第七項に規定する大口ガス事業者を除く。)、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者 改正後の第九条、第十条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る平成十年度以後の各年度の使用料の額(以下「新使用料額」という。)を当該使用者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

二 その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合

附 則(平成二二年一二月二四日条例第三八号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年一二月二五日条例第二五号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の半田市使用料条例の規定、第二条の規定による改正後の半田市総合型地域スポーツクラブハウス条例の規定、第三条の規定による改正後の半田市道路占用料条例の規定、第四条の規定による改正後の半田市水路等の管理に関する条例の規定、第五条の規定による改正後の半田市都市公園条例の規定及び第七条の規定による改正後の半田市水道事業給水条例第八条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納入通知書を発するもの(納入通知書を発しないものにあつては、料金を領収するもの)について適用し、施行日前に納入通知書を発したもの(納入通知書を発しないものにあつては、料金を領収したもの)については、なお従前の例による。

附 則(平成二八年三月二八日条例第一九号)
(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に施行日以後の占用又は使用について許可を受けた者からは、この条例による改正前の規定にかかわらず、施行日前においても、この条例による改正後の占用料又は使用料を徴収する。

附 則(平成三一年三月二八日条例第一三号)
(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表備考の七、第

二条中別表備考の七及び第三条中別表備考の二の改正規定（以下「消費税に関連する改正規定」という。）は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成三十一年四月一日前に道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可を受け、若しくは同法第二十一条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件、平成三十一年四月一日前に改正前の半田市水路等の管理に関する条例第四条の規定により許可を受けたことにより水路等を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件及び平成三十一年四月一日前に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項又は第三項の規定により許可を受けたことにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有料又は使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有料又は使用料の額（当該占有物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有又は使用の期間に相当する期間と当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有又は使用の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占有又は使用の期間に相当する期間を当該占有物件又は使用物件に係る平成三十年度の占有又は使用の期間として改正前の半田市道路占有料条例第二条、別表の規定、改正前の半田市水路等の管理に関する条例第九条、第十条、別表の規定、改正前の半田市都市公園条例第十一条第一項及び別表の規定により算出した当該占有物件又は使用物件に係る占有料又は使用料の額）に平成三十年四月一日から平成三十一年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・二のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額又は調整使用料額」という。）とする。
 - 一 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通

信事業者 改正後の半田市道路占用料条例第二条、別表の規定、改正後の半田市水路等の管理に関する条例第九条、第十条、別表の規定、改正後の半田市都市公園条例第十一条第一項及び別表の規定により算出した当該占用物件又は使用物件に係る平成三十一年度以後の各年度の占用料又は使用料の額(以下「新占用料額又は新使用料額」という。)を当該占用者又は使用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額又は調整使用料額を当該占用者又は使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合

二 その他の者 新占用料額又は新使用料額が調整占用料額又は調整使用料額を超える場合

3 消費税に関連する改正規定は、平成三十一年十月一日以後に納入通知書を発するものについて適用し、同日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三〇日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三〇日条例第一〇号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月二六日条例第一五号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第十条関係)

使用物件の種類	区分	単位	使用料
電柱類	第一種電柱	一本につき一年	九九〇円
	第二種電柱		一、五〇〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円
	第一種電話柱		八八〇円
	第二種電話柱		一、四〇〇円
	第三種電話柱		一、九〇〇円
	その他の柱類		八八円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートル	九円
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき一年	五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八六〇円

	地下に設ける変圧器	使用面積一平方メートルにつき一年	五三〇円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、八〇〇円	
	郵便差出箱		七四〇円	
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、二〇〇円	
	その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一年	一、八〇〇円	
地下埋設物	外径〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三七円	
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		五三円	
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七九円	
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一一〇円	
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一六〇円	
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二一〇円	
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		三七〇円	
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの		五三〇円	
	外径一メートル以上のもの		一、一〇〇円	
自動運行補助施設	道路法第二条第二項第五号に規定す	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	五円
		その他のもの		一八円

	る自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他の線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		一本につき一年	一、四〇〇円
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積一平方メートルにつき一年	八八〇円
		地下に設けるもの		五三〇円
通路	上空に設ける通路		使用面積一平方メートルにつき一年	一、一〇〇円
	地下に設ける通路			六六〇円
	その他のもの			一、八〇〇円
露店、商品置場類	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積一平方メートルにつき一日	二二円
	その他のもの		使用面積一平方メートルにつき一月	二二〇円
看板類	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二二〇円
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二、二〇〇円
	標識		一本につき一年	一、四〇〇円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二二円
		その他のもの	一本につき一月	二二〇円

	幕（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その使用面積一平方メートルにつき一日	二二円
		その他のもの	その使用面積一平方メートルにつき一月	二二〇円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二、二〇〇円
		その他のもの	月	一、一〇〇円
工事施設及び工 用材料置場			使用面積一平方メートルにつき一月	二二〇円
第五条第四号に掲げるもの				市長が定める額

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 五 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さは一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算

するものとする。

六 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

七 使用の期間が一月未満の使用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

様式第1(第3条関係)

水路等に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 年 月 日 半田市長 殿 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 下記のとおり水路等に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。 記		
1	水路等の種類	
2	使用の場所	半田市 町 丁目 番地先
3	工事の種類別	
4	工事の概要	
5	工事の実施方法	
6	工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで
7	工事を必要とする理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 2の工事の場所は、位置図(縮尺50,000分の1以上)を添えること。
- 3 4の工事の概要は、設計書を添えること。
- 4 工事の実施方法は、仕様書を添えること。

様式第2(第4条関係)

水路等使用許可申請書		
年 月 日		
半田市長 殿		
住 所		
氏 名		
〔名称及び 代表者氏名〕		
下記のとおり水路等の ^{新規} 使用を許可してください。 _{継続}		
記		
1	種 類	
2	使用の目的	
3	使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4	使用の場所	半田市 町 丁目 番地先
5	工作物、物件又は 施設の構造	
6	使用の面積	
7	工事実施の方法	
8	工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで
9	復旧方法	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 4の水路等の使用場所は、位置図(縮尺50,000分の1以上)及び土地整理図の写し(縮尺600分の1以上)を添えること。
- 3 5の工作物、物件又は施設の構造は、構造図(縮尺100分の1以上)並びに水路等の関係を示す縦横断面図(縮尺600分の1以上)および平面図(縮尺600分の1以上)を添えること。
- 4 6の水路等の使用の面積は求積図(縮尺300分の1以上)を添えること。
- 5 7の工事実施の方法及び9の水路等の復旧方法は、設計書又は仕様書を添えること。ただし、継続使用の申請のときは、省略することができる。
- 6 継続占用の申請のときは、現に受けている許可の指令書の写しを添えること。

様式第3(第4条関係)

水路等の使用変更許可申請書			
半田市長 殿		年 月 日	
		住所	
		氏名	
		〔名称及び 代表者氏名〕	
下記のとおり水路等の使用の許可事項の変更を許可してください。			
記			
区分	変更前	変更後	
1	水路等の種類		
2	許可の年月日及び 指令番号		
3	使用の目的		
4	使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
5	使用の場所	半田市 町 丁目 番地先	半田市 町 丁目 番地先
6	工作物、物件又は 施設の構造		
7	使用の面積		
8	工事実施の方法		
9	工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
10	復旧方法		
11	変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更前を朱書きとし、変更後は黒書きとすること。
- 3 2の許可の年月日及び指令番号は、許可指令書の写しを添えること。
- 4 5の水路等の使用の場所から10の水路等の復旧方法までは、水路等使用許可申請書(様式第2)に添付した図書のうち当該変更事項に関係のあるものを添えること。

様式第4(第17条関係)

水路等の使用許可に基づく権利義務の承継届 年 月 日 半田市長 殿 承継人 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 下記のとおり、水路等の使用の許可に基づく権利義務を承継しました。 記		
1	水路等の種類	
2	承継した 水路等の 使用	許可の年月日及 び指令番号
		住 所 氏 名
3	承継した原因	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 2の承継した水路等の使用は、許可指令書の写しを添えること。
- 3 3の承継した原因は、次の書類を添えること。
- (1) 法人の合併の場合にあつては、その合併を証する書類の写し
 - (2) 相続の場合にあつては、相続人であることを証する戸籍抄本
 - (3) 相続人が2人以上である場合は、各相続人の同意書

様式第5(第16条関係)

<p>水路等の使用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>半田市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔名称及び 代表者氏名〕</p> <p>下記のとおり、水路等の使用を廃止しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	水路等の種類	
2	許可の年月日及び 指令番号	
3	使用の目的	
4	使用廃止の年月日	年 月 日
5	使用の場所	半田市 町 丁目 番地先
6	工作物、物件又は 施設の構造	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1 (第3条関係)

様式第2 (第4条関係)

様式第3 (第4条関係)

様式第4 (第17条関係)

様式第5 (第16条関係)